

2020年4月10日（金）発行

沖管連だより

4月号（No28）

発行所 NPO法人 沖縄県マンション管理組合連合会 電話・FAX 098-938-7300
所在地 〒904-2172 沖縄市泡瀬 3-9-7 903 編集・発行人 坂本和人

管理組合の新型コロナウイルス の感染対策

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、多くの管理組合では通常総会の開催をどうしようかと悩まれています。

法務省の「マンションの管理組合等における集会の開催について」をお届けします。

新型コロナウイルスの感染症の影響により、管理者が選任された管理組合又は管理組合法人において、前年の開催から1年以内に、建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）上の集会の開催をすることができなくなった場合について、以下のとおりお知らせします。

区分所有法においては、管理者又は理事が、少なくとも毎年1回集会を招集しなければならないとされ、集会において毎年1回一定の時期にその事務に関する報告をしなければならないとされていますが（区分所有法第34条第2項、第43条、第47条第12項、第66条）、前年の開催から1年以内に必ず集会を招集し、集会においてその事務に関する報告をすることが求められているわけではありません。

したがって、今般の新型コロナウイルスの感染症に関連し、前年の集会の開催から1年以内に区分所有法上の集会の開催をすることができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後、本年中に集会を招集し、集会において必要な報告をすれば足りるものと考えられます。

管理規約に通常総会の開催の延期の規定がなく、延期せざるを得ないと判断する場合は、管理組合の業務運営の執行機関である理事会で通常総会の開催を延期ことを決議する方法がとられます。



（熱心に聴いている参加者）

第5回 マンション管理講座の開催

日時：令和2年2月28日午後2時より

場所：那覇市緑化センター会議室

昨今のマンション管理の問題点「自主管理の意義と実際」のテーマで、（一社）日本マンション学会理事 平澤 修氏が講演を行った。マンションの生成と発展から始まり、マンションの管理で管理会社についての知識の必要性が問題であると。また、管理組合の管理は、自分たちの共有財産を守ることであり、居住者は、共用部分だけでなく専有部分の管理も大事であると述べられました。

改修によるマンション再生手法の知識のテーマで沖管連の坂本理事長が講演を行った。修繕と改修の違い、大規模修繕工事の進め方、工事監理の重要性など大規模修繕に関して管理組合がどう全体の合意形成を得ながら進めていくか、プロセスの重要性を説明しました。

【沖管連開催の行事の中止】

新型コロナウイルスの感染防止のため
3月28日（土）第1回管理組合との情報交換会
4月18日（土）大規模修繕工事見学会

【新会員の紹介】 賛助会員

三菱電機クレジット（株）九州支社

担当 牛丸 将太 氏

福岡市中央区天神 2-12-1 天神ビル 4F